

*** 原料原産地表示について ***

平成29年の食品表示法の改正により、これまでは一部の加工食品だけに義務付けられていた「原料原産地表示」が全ての加工食品（輸入食品を除く）に義務付けられることになりました。

ただし、令和4年3月31日までは食品メーカー等が準備をする猶予期間とされています。

■原料原産地表示対象食品と対象原材料

Table with 4 columns: 改正前, 改正後, 改正後の表示例. Rows describe criteria for fresh food and raw materials.

原産地表示の対象となる原材料（食品中の最も割合が高い原材料）が

- ・生鮮食品の場合はその産地を表示：国産品の場合は「国産」と表示*、輸入品の場合は「原産国名」を表示
・加工食品の場合はその製造地を表示：国産品の場合は「国内製造」と表示*、輸入品は「(原産国) 製造」と表示
* 都道府県名やその他一般に知られている地名等での表示も可
・複数国の原料原産地のものを使用する場合は、割合が多い順に記載 →【国別重量順表示】
・原産地が3か国以上ある場合は、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は「その他」での表示も可

■表示方法において国別重量順表示が困難な場合（注：下記表示方法については条件があり）

その重量の割合の順序が変動する可能性がある場合の表示方法は「又は表示」「大括り表示」「大括り表示+又は表示」による表示もできます

[表示ラベル]

Table with 4 columns: 表示方法, 原産地, 対象原材料, 原材料名の表示例. Rows show examples for 'or', 'grouped', and 'grouped+or' methods.



Product label example for 'ウインナーソーセージ' (Winnener Sausage) showing ingredients, content, and manufacturer.

※ 上記のいずれの表示においても、原産地を複数表示する際は一定期間の使用実績や使用計画における使用割合の順序に応じた原産地順に表示します

【FAX情報に関するお問い合わせ先】 公益社団法人福岡市食品衛生協会

TEL 092-651-5111

【休日のご案内】

- 土曜日・日曜日・祝日 ● 年末年始（12月29日～1月3日）
● お盆休み（8月13日・14日・15日） 窓口業務を休ませていただきます。

【HACCP（ハサップ）や検査に関するご相談・お問い合わせ先】

厚生労働大臣登録検査機関公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所

福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階

TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002 URL: http://www.klsc.or.jp/